

監査総合グループ第 6 回考査

試 験 問 題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案は、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については 3 桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 **問題に関する質問には一切応じません。**
- 7 試験時間は 2 時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は**机の上に置いて使用してください**。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験無効といたします。**
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 **不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

（答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと

	所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)											
	東京	番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4		
氏名		0	①	●	①	①	●	①	①	①	①		
会計 太郎		1	①	①	①	①	①	●	①	①	①		
＜注意＞ 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。 ※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと。		2	●	②	●	②	②	②	●	②	②		
		3	③	③	③	③	③	③	③	●	③		
		4	④	④	④	●	④	④	④	④	●		
		5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
		6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥		
		7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦		
		8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧		
		9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨		

問題 1 財務報告に係る内部統制の監査【配点 40 点】

問 1 以下のア～エの文章は、内部統制報告制度における評価範囲の決定方法に関して記載したものである。評価範囲の決定方法として正しいものには○を、誤っているものについては×を解答欄に記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

ア：原則として、全ての事業拠点の全社的な内部統制を評価する。したがって、持分法適用関連会社も評価範囲に含まれる。

イ：重要な事業拠点を選定する指標として、売上高に加えて売上高以外の複数の指標を同時に用いることもできる。

ウ：重要な事業拠点は、売上高等の選択した指標の連結ベースの一定の割合に達するまで、金額が高い拠点から合算しなければならない。

エ：個別に評価対象に追加した業務プロセスは、当該プロセスの名称を内部統制報告書に記載することとされているが、その判断事由の記載までは求められていない。

問 2 内部統制の評価について下記の問いに答えなさい。

1. 全社的な内部統制の評価は監査の早い段階で実施することが必要とされている。その理由について、空欄①～③に当てはまる適切な語句又は文言を答えなさい。

トップダウン型の（ ① ）に基づく内部統制の評価又は監査では、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、全社的な内部統制では（ ② ）を防止又は発見できないと判断した業務プロセスに係る内部統制を評価する。つまり、全社的な内部統制を一体監査の早い段階で評価する目的は、業務プロセスに係る内部統制の（ ③ ）と実施すべき運用評価手続、その実施の時期及び範囲を決定することにある。

2. 以下の文章は業務プロセスに係る内部統制の整備状況を検討する際に、監査人として留意して検討すべきことについて記載したものである。空欄①～③に当てはまる適切な語句又は文言を答えなさい。

業務プロセスにおいて経営者が識別した虚偽記載が発生するリスクが適切であるかどうか、及び当該リスクに対して経営者が識別した（ ① ）が妥当であり、当該（ ① ）が有効に運用された場合に虚偽記載を防止又は適時に発見することが可能であるかどうかを判断する。また、内部統制の適切な管理者及び担当者が内部統制の整備に関し、必要な（ ② ）や（ ③ ）を有しているかどうかにも留意する。

問3 以下のP社グループにおける重要な事業拠点の選定に関する設例を読み、問いに答えなさい。

	親会社	連結子会社					合計
	P社	A社	B社	C社	D社	その他 (5社)	
事業 内容	X事業	X事業	Y事業	X事業	Z事業	その他	
	製造販売	製造販売	製造販売	販売	製造販売	事業	
売上高 の割合	25%	18%	18%	14%	12%	13%	100%

〔前提条件〕

- ・ 複数事業を営む一般的な製造業の連結グループであり、全社的な内部統制の評価は良好である。
- ・ 選定指標に対し、おおむね3分の2に達する事業拠点を重要な事業拠点とすることとしている。
- ・ 親会社（P社）と連結子会社A社はいずれも国内に所在し、X事業の製品を製造及び販売している。
- ・ 連結子会社B社は国内に所在し、Y事業の製品を製造及び販売している。
- ・ 連結子会社C社はP社及びA社で製造された製品を販売する国内子会社である。
- ・ 連結子会社D社は前期に他社から買収した海外子会社であり、従来のP社グループの事業とは異なる分野（Z事業）の製品を製造及び販売している。

〔P社の経営者の判断〕

- ・ 各事業の利益率に大きな差異はなく、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いることとした。
 - ・ 重要な事業拠点として、まず、売上高の金額的重要性を考慮し、P社、A社及びB社を重要な事業拠点として選定した。これに加え、D社を重要な事業拠点として選定することとした。
1. P社の内部統制報告書における重要な事業拠点の決定方法の記載について、どの区分においてどのような記載を行うことが考えられるか。2023年4月の内部統制報告制度の改訂趣旨、及び、P社の経営者がC社ではなくD社を重要な事業拠点として選定した理由を考察し、当該趣旨・理由を踏まえて答えなさい。
 2. 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」との関連で、監査人がグループ監査上でD社について留意すべき事項は何か、答えなさい。

問4 開示すべき重要な不備を含む内部統制監査の結論に関する下記の問いに答えなさい。

1. 開示すべき重要な不備とは何か、説明しなさい。
2. 以下の文章は、開示すべき重要な不備かどうかの判断指針について示したものである。空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

開示すべき重要な不備の判断指針は、企業の置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、基本的には、(①)に関する虚偽記載の(②)と影響の大きさのそれぞれから判断される。開示すべき重要な不備に該当するかどうかは、実際に虚偽記載が発生したかどうかではなく、(③)に虚偽記載の発生を防止又は適時に発見できない可能性がどの程度あるかによって判断される。

3. 以下の[事例1]から[事例3]は、監査チームのスタッフ（以下「監査スタッフ」という。）が、内部統制監査にかかる監査手続を実施した後に導き出した結論の事例である。

主査であるあなたは、監査スタッフが導いた[事例1]から[事例3]のそれぞれの結論を査閲し、適切と判断した場合には○を、適切でないと判断した場合には×を解答欄に記入しどのような結論を導くべきであったと考えるか簡潔に述べなさい。

なお、事例のうち、下線部分は正しい判断であったとする。また、[事例1]から[事例3]はそれぞれ独立したものであり、関連性はない。

[事例1]

A社は、当期末時点において、財務報告に係る内部統制の評価範囲に含めている全ての内部統制が有効に運用されていると評価しており、監査スタッフもA社の当該評価は妥当であると判断している。A社の当該評価について、監査スタッフは、運用評価の結論（ロールフォワードが必要な場合はロールフォワードも含む）まで反映した全てのRCMを関与先から入手することでA社の評価を確認できたことから、内部統制監査上、無限定適正意見の表明が可能と結論付けた。

[事例2]

当期の内部統制の評価において、B社は内部統制の不備を識別した。B社が当該内部統制の不備を評価した結果、開示すべき重要な不備に該当すると判断したことから、内部統制報告書の【評価結果に関する事項】において「開示すべき重要な不備に該当する」旨を記載することとした。監査スタッフは、B社が識別した当該内部統制の不備が「開示すべき重要な不備に該当する」とのB社の評価は妥当であると判断し、内部統制監査報告書において「不適正意見」を表明すべきと結論付けた。

[事例3]

C社は、監査チームから会社法監査の過程で質問を受けたことを契機に自社で調査をした結果、当期の決算に重要な誤りがあることを認識した。決算短信は既に公表済だったため、C社は決算短信の訂正を行った。C社は、決算短信の訂正の要因を分析した結果、「決算・財務報告プロセス」の一部に不備があり、当該不備は開示すべき重要な不備に該当する水準のものと評

価した。

C社は、会社法監査時点で識別した当該内部統制の不備が、有価証券報告書作成時点では改善され、有効に運用されていること、またその他に内部統制の不備は識別されていないことをもって、「開示すべき重要な不備はない」という評価をしている。監査スタッフは、決算短信の訂正が期末日後に行われ、また当該訂正によって期末日後に内部統制の不備が識別されたものの、有価証券報告書作成時点では運用の有効性が確かめられたことから、「開示すべき重要な不備はない」とするC社の評価は妥当であると結論付けた。

問5 以下の文章は、内部統制監査報告書における追記に関する説明である。空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を答えなさい。

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明をすることが適当と判断した事項がある場合、内部統制監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記する。なお、記載にあたっては、「強調事項」又は他の適切な見出しを付した強調事項区分を「(①)」区分の次に設けて、当該区分に強調する事項を明瞭に記載する。

- ・ 経営者が、内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に (②) の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合は、当該 (②) がある旨及び当該 (②) が (③) に及ぼす影響
- ・ 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす (④)
- ・ 期末日後に実施された (⑤) 等
- ・ 経営者の評価手続の一部が実施できなかったことについて、やむを得ない事情によると認められるとして (⑥) を表明する場合において、十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由

問6 2024年4月1日以降開始する事業年度から内部統制報告制度が一部改訂された。以下のア～エの文章は当該改訂の説明の一部であるが、いずれの文章にも1箇所誤りが含まれている。誤りの内容と正しい内容を簡潔に答えなさい。

ア：サステナビリティ等の非財務情報に係る開示の進展やCOSO報告書(*1)の改訂を踏まえ、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」が「報告の信頼性」に変更された。これに伴い、金融商品取引法上の内部統制報告制度の目的も、「報告の信頼性」の確保に変更された。

*1：米国のトレッドウェイ委員会支援組織委員会の内部統制の基本的枠組みに関する報告書

イ：「リスクの評価と対応」に関して、不正収益認識リスクを考慮することの重要性や考慮すべき事項が明示された。

ウ：評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標として例示されている、「売上高等のおおむね3分の2」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」については、内部統制報告制度の実効性を高めるために、内部統制監査に関する基準及び実施基準からいずれも削除された。

エ：内部統制報告書において、経営者による内部統制の評価範囲の決定に利用した指標等の判断事由等を記載することが適切とされた。また、前年度に報告された開示すべき重要な不備に対する是正状況を内部統制報告書の特記事項に記載すべき項目として追加された。

問題2 IT のリスク評価の概論【配点 30 点】

問1 以下の文章の空欄①～⑪に当てはまる適切な語句を答えなさい。

1. 企業が複雑でない（ ① ）のソフトウェアを利用している場合、（ ② ）の影響が高くない企業に該当する可能性がある。該当する場合には IT に関する内部統制の理解において、IT に関する詳細な理解を省略することがある。
2. 複雑でない（ ① ）のソフトウェアは、利用企業が（ ③ ）にアクセスができないため、プログラムの変更を行うことができない場合がある。その場合、利用企業には、IT アプリケーションに対する（ ④ ）の変更というリスクが生じないため、アプリケーションの（ ⑤ ）という IT 全般統制の必要性も低下する。
3. 企業が大規模又は複雑な IT アプリケーションを利用している場合、プログラミングスキルを含む、熟練した技術者を擁する専門の（ ⑥ ）がアプリケーションの（ ⑤ ）を行っていることが多い。
4. アプリケーションの（ ⑤ ）には、（a）アプリケーションの変更は、（ ⑦ ）環境に移行する前に適切に（ ⑧ ）され、承認されている、（b）アプリケーションの（ ⑦ ）環境における変更権限が適切に管理され、また（ ⑨ ）環境から分離されている等の IT 全般統制がある。
5. 企業が大規模又は複雑な IT アプリケーションを利用している場合、（ ⑩ ）の関与の必要性が高まる。（ ⑩ ）を関与させる際の考慮事項としては、（a）業務指示の際の合意及び（b）監督及び（ ⑪ ）の査閲が挙げられる。

問2 以下の文章を読み、最も適切なものを一つ選択しカタカナを答えなさい。

（1）ア：靴を実店舗で販売する企業と、靴をオンラインで販売する企業は、両社とも靴の販売をビジネスとしているため、IT の利用から生じるリスクも同じである。

イ：IT インフラストラクチャーは、重要な取引種類、勘定残高及び注記事項に関連することがない。そのため、監査人は、企業の情報システムにおける情報の流れを理解するときに、関連するIT アプリケーションを支援するIT インフラストラクチャーについて理解する必要はない。

ウ：企業のIT 環境が複雑な場合、IT の専門的なスキルを有するチームメンバーの関与は不可欠である。

エ：複雑でない企業の情報システム及び関連する業務プロセスは、大規模企業のそれと比べて精緻ではなく、IT 環境も複雑ではないことが多いため、関連する情報システムを理解することはリスク対応手続を立案する上で必要ではない。

- (2) ア：サイバーセキュリティリスクは、財務報告に影響を与えるため、全ての企業において関連する内部統制を識別し評価することが求められている。
- イ：企業のIT プロセスにおける内部統制のデザイン若しくは運用が有効でなかったとしても、IT の利用からリスクが生じることはない。
- ウ：自動化された内部統制は、内部統制を適切に構築し自動化することができるような明確な方法が存在する場合、手作業による内部統制より効果的である。
- エ：IT の利用から生じるリスクに適切に対応するためには、IT アプリケーションの性質等に応じた適切な全社的な内部統制を識別し評価することで足りる。
- (3) ア：複雑でない市販のソフトウェアは、IT の専門性を必要としない仕様となっているため、機能の限定や統制機能の省略はできない仕組みになっている。
- イ：複雑ではない市販ソフトウェアであっても、適切にバージョンアップがなされていない場合は、IT の利用から生じるリスクが高まる可能性がある。
- ウ：企業が複雑ではない市販ソフトウェアのみを利用している場合、IT の利用から生じるリスクは発生しない。
- エ：企業が市販ソフトウェアを利用している場合、IT 環境の複雑性は低い。
- (4) ア：企業が会計システムを、市販のソフトウェアから同じ会計システムのクラウドサービスに変更した場合、主要な機能が同じであるため、IT の利用から生じるリスクも同じである。
- イ：企業が「受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書」を発行していないクラウドサービスを利用している場合、クラウドサービスに係るリスクへの対応方法はない。
- ウ：SaaS とは、クラウド事業者がIaaS で提供するハードウェアに加えて、OS、ミドルウェア等のシステム・ソフトウェアをも提供するサービスである。
- エ：ITに関する業務の全てを内製化するだけの要員を保有し維持できる企業は限られており、一部の業務を外部委託する状況が増えている。
- (5) ア：手作業による情報処理統制は、個々の IT アプリケーションによる取引の処理に関連している一方で、IT 作成情報ではない情報を利用して情報システム外で行われており、IT に関連しないものも含まれる。
- イ：情報処理統制は、容易に回避、無視又は無効化することができず、また単純な間違いを起しにくいいため、手作業による内部統制よりも信頼性は高い。
- ウ：自動化された情報処理統制であれば、内部統制の無効化のリスクを完全に防ぐことは可能である。
- エ：電子記録は、紙の記録に比べて変更の痕跡が残りやすく、IT アプリケーションのプログラムによる処理内容の検証が容易であるため、内部統制の無効化が生じた場合であっても早期に発見することが可能である。

- (6) ア：データへの未承認のアクセスに対する IT 全般統制は、データのバックアップと復元のみである。
- イ：プロビジョニング又はデプロビジョニングは、利用者のアクセス権の付与状況を定期的にレビューする IT 全般統制で代替できる場合がある。
- ウ：アプリケーション内のデータがアプリケーション上の処理以外の方法により直接的に不適切な変更されるリスクは、複雑ではない市販ソフトウェアであっても、必ず発生する。
- エ：IT全般統制が有効に機能していると評価された場合、「情報処理統制も有効である」又は「情報処理統制に係る統制リスクは低い」という結論に至る。
- (7) ア：市販のソフトウェアにカスタマイズやアドオンを行わずに利用している場合、ソフトウェア会社が開示している機能一覧表などを参考にパッケージ機能の内容を把握し、内部統制の観点からその適用状況を評価できる場合がある。
- イ：市販のソフトウェアは、カスタマイズやアドオンにより独自の仕様のプログラムが付加されている場合でも、市販のソフトウェア固有の機能に応じた手順で足りる。
- ウ：市販のソフトウェアは、設計時に想定されたデザイン通りに統制機能が利用されないことは想定されない。
- エ：企業が市販のソフトウェアをカスタマイズやアドオンを行わずに利用している場合、パッケージ・ソフトウェアの機能の有効性を検証する手順を実施する必要はない。
- (8) ア：監査人の知識や技術では十分な対応が困難な場合のみ、IT の専門的なスキルを有するチームメンバーを関与させることを積極的に検討する。
- イ：監査人は、企業が作成する延滞債権リストや滞留在庫リストの正確性や網羅性について実証的に確かめるため、これらのリストに関する内部統制を評価することはない。
- ウ：監査人は、内部統制がどのように機能するかを理解するため、例外なくソースコードをレビューすることから、仕様書の閲覧や質問等により理解することはない。
- エ：IT の専門家が実施する業務には、不備に関する監査役等及び経営者とのコミュニケーション等も想定される。
- (9) ア：自動化された情報処理統制が正しく機能していれば、処理結果を記録したデータが変更される可能性はないといえるため、十分な信頼性が得られる。
- イ：ユーザマニュアル等の操作手順書は、ユーザ向けの機能説明であることから、情報処理統制等を読み取ることはできない。
- ウ：監査人は、延滞債権リストや滞留在庫リストのような IT から自動生成された情報のインテグリティについて関連する情報処理統制を例外なく網羅的に評価する。
- エ：監査人は、企業が作成した情報を監査手続に利用する場合、その情報の正確性及び網羅性を確かめるための手順を実施する。

問3 以下の問いに答えなさい。

1. IT全般統制により低減が期待されるITの利用から生じるリスクの例を4つ答えなさい。

2. 電子署名やタイムスタンプ機能を用いた電子契約において、監査人が留意すべき事項を3つ答えなさい。

3. A社は独自のカスタマイズができない複雑でない市販の会計ソフトウェアを利用している。仕訳は担当者が全て会計ソフトウェアに手入力し、管理者が会計ソフトウェアの仕訳承認機能を用いて承認することにより、承認時に正式に会計ソフトウェア上の元帳に反映される。A社は重要性の高い元帳は月次で印刷し、ファイリングしている。

このような状況において、監査人が上記仕訳承認機能を情報処理統制として識別した場合、それに関連して識別・評価される可能性が高いITプロセスに対して適用されるIT全般統制を3つ答えなさい。

問題3 人件費【配点 30 点】

問1. 未払従業員賞与に関する下記文章について、空欄①～⑤に当てはまる語句又は勘定科目を答えなさい。

財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が（ ① ）しており、賞与支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合には、（ ② ）として計上する。従業員への賞与支給額が（ ① ）しているが、当該支給額が支給対象期間以外の（ ③ ）な要因（例えば成功報酬的賞与）に基づいて算定されたものである場合には、（ ④ ）として計上する。財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が（ ① ）していない場合には、支給見込額のうち当期に帰属する額を（ ⑤ ）として計上する。

問2 ある従業員に対する[給与明細]は次のとおりである。給与規程に基づく計算期間は毎月15日締めであり、支払日は毎月20日となっている。この従業員の給与明細を前提にした場合の人件費に関する会計処理について、空欄①～⑦に当てはまる適切な語句・金額を答えなさい。

[給与明細]

(単位：円)

計算期間：2024年11月16日～ 2024年12月15日 支払日：2024年12月20日 基本給	諸手当（*1）	通勤手当 （非課税）	その他	支給額合計
360,000	60,000	12,000	0	432,000
健康・厚生年金保険（*2）	雇用保険（*2）	所得税、住民税	控除合計	差引支給額
60,000	2,400	24,000	86,400	345,600

*1：前月分の残業代は発生しておらず、家族手当と役職手当のみである。

*2：保険料の負担割合は、いずれも会社と従業員とで折半となっている。

すなわち、別途、会社負担分が同額生じている。

(1) 給与計算締め日（2024年12月15日）

(単位：円)

（借方）勘定科目	（借方）金額	（貸方）勘定科目	（貸方）金額
給与手当	（ ① ）	未払費用	（ ② ）
通勤手当	？	-	-
（ ③ ）	62,400	-	-

(2) 従業員への支払日（2024年12月20日）

(単位：円)

（借方）勘定科目	（借方）金額	（貸方）勘定科目	（貸方）金額
未払費用	（ ④ ）	普通預金	（ ⑤ ）
-	-	（ ⑥ ）	（ ⑦ ）

問3 人件費に関する下記(1)～(3)のそれぞれの説明について、正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由と正しい説明を答えなさい。

- (1) 役員報酬と役員賞与が一体となっている場合には、その合計額が支給する限度額内となっているか、あるいは個別議案として株主総会決議事項となっているかについて、十分に留意する必要がある。
- (2) 監査上、給与等に関して取扱うデータには個人の給与金額等の情報が含まれており、外部には絶対に漏らしてはならない。一方で、元々はクライアントから提供された資料であるため、分析の質問などで必要な場合には、クライアントの経理部その他の部門とは自由に共有してもよい。
- (3) 役員退職慰労金制度の廃止に伴い、任期中又は重任予定の役員に対する廃止時点までの内規に基づく支給額につき、株主総会において承認決議を行った場合、株主総会での承認決議後、実際に支払われるまでの間は、原則として役員退職慰労引当金として表示される。

問4 あなたはX社(2025年3月期)の監査チームの一員として、人件費を担当することとなった。X社の経理チームと監査法人との[決算事前打ち合わせメモ]を読み、以下の問いに答えなさい。

[決算事前打ち合わせメモ](開催日:2025年2月23日 10:00-12:00)

主査A:	～(中略)～ 本日はお時間を頂きありがとうございました。 以上で事前に送付した議題についてはお互い確認ができたと思いますが、何か期末に向けて新たな検討事項等はないでしょうか?
経理部長:	こちらこそありがとうございました。少し時間が余っているので1つご相談させていただけますか。実は、社長が従業員の福利厚生と今後のモチベーション向上のために、新たなインセンティブ制度を導入したいと言っているようでして、先日、人事部長から制度の概要の説明を受けたところです。
主査A:	従業員向けのインセンティブ制度といっても色々あるのですが、例えば、ストックオプションでしょうか?貴社は、従業員持株会もありますので、信託制度を活用した、いわゆる日本版ESOPも可能かと思うのですが、具体的な制度設計等は既にできあがっているのでしょうか。
経理部長:	私もよくわかっていないのですが、先生があげてくださったものとは別の、株式報酬制度を考えているようです。このタイミングで当期中に新しいことを始めないで欲しいと人事には強く言ったのですが、役員の皆さんは早く導入したほうが新卒採用のアピールにもなると言っていて・・・。

主査A：	そうですね。期末に生じる新しい論点は、どうしても時間に追われてしまい、正確な処理が難しくなる傾向にありますからね。また、株式報酬制度は、スキームが様々ありまして、実は会計基準が体系的に整備されていない分野でもあります。ただ、株式報酬制度の導入自体は時代の流れのような気がしますし、他社事例もないわけではありませので、まずはお話をお聞かせください。
経理部長：	そうなのですね。色々のご心配をおかけして申し訳ありません。人事部長によれば、弊社が証券会社と連携して導入を検討しているのは、いわゆる <u>(1)事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）</u> と呼ばれるものだそうです。弊社の中期経営計画の達成度合いによって、従業員に与える株式数を変化させる内容にするとも言っています。
主査A：	事前交付型譲渡制限付株式ですね。それなら比較的事例も多いですし、経済産業省の資料で会計処理の例示も示されていますので、期末決算時の混乱は比較的抑えられるかもしれません。
経理部長：	それをもし共有頂けるのであれば、大変ありがたい話です。弊社は、従業員に対して、将来（来期からの3年間）の役務提供に対する対価として、金銭報酬債権 90,000 千円を付与し、当該債権を現物出資させることにより、譲渡制限付株式を交付するそうです。なお、交付する株式を、新規発行とするか自己株式を使うかは未だ検討中のようです。
主査A：	なるほど。当期はもう期末日が近いのですが、当期実施するのは報酬債権の付与と株式の発行又は自己株式の処分のみという認識でよろしいでしょうか。
経理部長：	はい、そのように聞いております。全体としては3年間の制度ですが、1年毎に3分の1ずつ譲渡制限を解除していくのが基本となります。
主査A：	そうであれば、 <u>(2)比較的会計処理は単純になると思います</u> 。ただ、冒頭仰っていた「中期経営計画の達成度合いによって、従業員に与える株式数を変化させる内容にする」という点は注意が必要ですね。事前交付型譲渡制限付株式は、最終的に譲渡制限を解除した分だけが従業員からの役務提供に対する対価ということになりますので、例えば業績が未達成の場合に譲渡制限解除数を減らすような場合は、減らした分の費用処理区分が異なりますし、貴社に自己株式として戻ってもきますので、 <u>(3) 来期以降の処理のためにも</u> 、人事に詳細な条件を前広に確認しておいた方が良いと思います。
経理部長：	承知しました。期末前に人事部長とよく話をし、すぐに共有させていただきますので、ご指導のほどお願いいたします。

主査A：	ところで、従業員持株会を通じたスキームにされるのでしょうか。その場合、そもそも従業員持株会に加入していない方は対象外になってしまいますので、そのあたりの人事施策もよくご確認いただかないと、期末の仕訳にも影響する場合があります。
経理部長：	はい、従業員持株会を通じたものになりますので、人事としては、これを機に加入者数を増やしたいと考えているようです。そのための説明会を来週から開催していくとのことでした。
主査A：	やはり、そのあたりの施策がセットなのですね。あと1ヶ月ありますので、色々動きがあると思います。経済産業省の資料は後ほどメールでお送りしますので、内容をご覧になって頂き、ご不明な点はお気軽にご相談下さい。
経理部長：	先を見据えたアドバイスありがとうございます。大変助かります。引き続きよろしく願いいたします。
主査A：	少し先の話ですが、注記についても留意してくださいね。

- (1) 事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）の内容を簡潔に説明しなさい。
- (2) 事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）において報酬債権を付与し、新株を発行した場合の会計仕訳を答えなさい。
- (3) [決算事前打ち合わせメモ]の内容どおり、X社に事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）が当期末において導入され、当期末に新株が発行されたとする。来期（2026年3月期）において、会社が中期経営計画の目標値を達成でき、想定通り譲渡制限を解除できた場合における、従業員の役務提供に関する会計仕訳を答えなさい。

以 上